

別 表

第3の2の率

中小漁業者の区分 資金等種類	総トン数20トン以上の 動力漁船（漁船法（昭和 25年法律第178号） 第2条第2項に規定する 動力漁船をいう。）を使 用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金及び漁業経営改 善促進資金	0.45%	0.19%
金融公庫資金	0.45%	0.19%
公害防止資金及び災害資金	0.34%	0.34%
一般緊急融資資金	0.70%	0.70%
借替緊急融資資金	5.88%	0.72%
上記資金以外の資金	2.79%	1.08%
漁協等保証債務	0.45%	0.22%

(注)

- (1) 金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条第1項第5号の2から第5号の5まで、第7号若しくは第8号に掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号）第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第1号ヨからネまで若しくは第18号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。
- (2) 漁業経営改善促進資金とは、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第4条第3号に掲げる資金の供給を受けて金融機関が貸付けを行う同号に規定する中小漁業者等の経営の改善に必要な資金をいう。
- (3) 緊急融資資金とは、中小漁業融資保証法第77条に規定する資金をいう。
- (4) 一般緊急融資資金とは、緊急融資資金であって(5)に規定する資金以外のものをいう。
- (5) 借替緊急融資資金とは、緊急融資資金のうち中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として次に掲げるものをいう。
 - ① 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する資金
 - ② 平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号（中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項に規定する資金
- (6) 漁協等保証債務とは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあっては沖縄振興開発金融公庫法第19条第1項第4号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。以下同じ。）に対する貸付けを行った場合であって、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務をいう。

別記様式

平成 年度漁業信用保険事業交付金実績報告書

農林水産大臣 殿

住所

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名

印

漁業信用保険事業交付金実施要綱第5の規定に基づき、下記のとおり報告する。
(〇〇年〇〇月分)

記

1 保険料収入の状況

(1) 当月分

① 当月に収入した保険料に係る保証につき、その保険料率を別表の率に置き換えて算出した額

円

② 当月の払い戻した保険料に係る保険につき、その保険料率を別表の率に置き換えて算出した額

円

③ 当月に収入した保険料の総額

円

④ 当月に払い戻した保険料の総額

円

⑤ 差引過不足額 (①－②)－(③－④)

円

(2) 前月末における漁業信用保険事業交付金の不足額

円

(3) 当月において漁業信用保険事業交付金から充当すべき額 ((1)の⑤)+(2))

円

2 漁業信用保険事業交付金の残高

(1) 前月末残高

円

(2) 当月における交付額

円

(3) 当月において充当した額

円

(4) 当月末残高 ((1)+(2)－(3))

円

3 当月末における漁業信用保険事業交付金の不足額 (1の(3)－2の(3))

円

(当月末において不足額が生じる場合)